

日 薬 情 発 第 1 2 号
令 和 5 年 4 月 2 4 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会

担 当 副 会 長 川 上 純 一

健康被害救済制度における給付金の改正について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構健康被害救済部より、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

公益社団法人日本薬剤師会 御中



健康被害救済制度における給付金の改正について

独立行政法人医薬品医療機器総合機構におきましては、医薬品による副作用及び生物由来製品による感染等を原因とする健康被害に対し、救済業務を行っております。

今般、別添のとおり、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部が改正され、令和5年4月1日より健康被害救済制度における給付金額が改正されることとなりましたのでお知らせいたします。

貴団体傘下の会員企業に周知していただけますと幸いです。

なお、当該改正につきましては、当機構ホームページにおいてもお知らせしております。<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0007.html>

今後とも引き続き、健康被害救済業務への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年4月14日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
健康被害救済部

本件問い合わせ先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
健康被害救済部企画管理課
〈電話〉03-3506-9460